

## 第1回 伊賀市水道事業経営改革委員会

2026(令和8)年8月3日(月)15:00～  
@ゆめぼりすセンター1階 会議室1

### 事 項 書

1. あいさつ

2. 委員委嘱

3. 委員長・副委員長の選出

4. 諮問

5. 協議事項

(1) 伊賀市水道事業基本計画の改定の方向性について

(2) 将来事業環境の把握(経営面)について

(3) その他

6. 事務連絡等

・次回以降の予定について

第2回 9月16日(水)、第3回 10月 9日(金)、第4回 11月13日(金)、  
第5回 12月22日(火)、第6回 2月 9日(火)

※開催時間はいずれも 14:00～16:00

会場は第2回のみ本庁202会議室、他はゆめぼりすセンター1階 会議室1

## 伊賀市水道事業経営改革委員会設置要綱

### (設置)

第1条 現行の水道事業基本計画が社会情勢の変化に伴い実態と相違している状況を踏まえ、当該計画の見直し及び改定に関し必要な事項を調査及び審議するため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、伊賀市水道事業経営改革委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議し、その結果を管理者に答申する。

- (1) 水道事業基本計画（水道事業ビジョン）の改定に関すること。
- (2) 水道事業経営戦略の改定に関すること。
- (3) 水道事業の持続可能な事業運営を前提とした財源確保の方策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公認会計士又は税理士の資格を有する者
- (3) 地域関係団体を代表する者
- (4) 水道事業に関連する行政機関等の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から第2条の規定による答申の日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、上下水道部経営企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年7月21日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市水道事業経営改革委員会 委員

| # |           | 所属                                 | 役職   | 名前     | ふりがな      | 第1回<br>出欠 | 備考 |
|---|-----------|------------------------------------|------|--------|-----------|-----------|----|
| 1 | 第1号<br>委員 | 日本福祉大学                             | 名誉教授 | 千頭 聡   | ちかみ さとし   | ○         |    |
| 2 | 第2号<br>委員 | 東憲吾税理士事務所                          | 代表   | 東 憲吾   | あずま けんご   | ○         |    |
| 3 | 第3号<br>委員 | 東部地域住民自治協議会                        | 会長   | 南 徹雄   | みなみ てつお   | ○         |    |
| 4 |           | 島ヶ原地域まちづくり協議会                      | 会長   | 西口 馨   | にしぐち かおる  | ○         |    |
| 5 |           | 上野商工会議所                            | 事務局長 | 釜井 宣尚  | かまい のりひさ  | ○         |    |
| 6 |           | 伊賀市商工会                             | 事務局長 | 瀬戸口 早苗 | せとぐち さなえ  | ○         |    |
| 7 |           | 伊賀市社会福祉協議会                         | 副会長  | 勝本 順子  | かつもと じゅんこ | ○         |    |
| 8 | 第4号<br>委員 | 三重県環境生活部 環境共生局<br>大気・水環境課 生活排水・水道班 | 班長   | 出口 雅之  | でぐち まさゆき  | ○         |    |
|   |           |                                    |      |        |           |           |    |

| # |     | 所属           | 役職           | 氏名    | 備考 |
|---|-----|--------------|--------------|-------|----|
| 1 | 事務局 | 伊賀市 上下水道部    | 部長           | 上窪 英男 |    |
| 2 |     |              | 次長           | 松尾 卓哉 |    |
| 3 |     |              | 経営企画課長       | 服部 輝憲 |    |
| 4 |     |              | 経営企画課 経営改善係長 | 田口 大介 |    |
| 5 |     |              | 経営企画課 経営改善係  | 猪口 陽平 |    |
| 6 |     | (一社)行政経営支援機構 | 代表理事         | 成山 哲平 |    |

伊経第712号  
令和8年8月3日

伊賀市水道事業経営改革委員会  
委員長 様

伊賀市上下水道事業管理者職務代理者  
上下水道部長 上窪 英男

### 伊賀市水道事業基本計画の改定について(諮問)

伊賀市における水道事業の安心・安全で持続可能な運営を目指すため、下記のとおり諮問します。

#### 1 諮問事項

- (1) 水道事業基本計画(水道事業ビジョン)の改定について
- (2) 水道事業経営戦略の改定について
- (3) 水道事業の持続可能な事業運営を前提とした財源確保の方策について

#### 2 諮問理由

伊賀市水道事業では、厚生労働省が示した「新水道ビジョン」を踏まえ、将来にわたり持続的な事業運営を行うため、平成29年3月に「伊賀市水道事業基本計画」及び「伊賀市水道事業経営戦略」を策定し、これらに基づき事業運営を行ってきました。

しかしながら、人口減少や企業利用の伸びの低迷等に伴う給水収益の減少、老朽化施設の更新需要の増大、近年の人件費及び物価高騰等の影響により、現行計画における財政収支及び施設更新の見通しと実態との乖離が生じています。

このままでは、必要な施設更新の遅れによる事故リスクの増大、災害対応等に必要な資金の不足、将来世代への過度な負担の先送りなど、水道事業の持続性及び安定的なサービス提供に支障を来すおそれがあります。

このため、現行計画の計画期間満了を待たず、社会経済情勢及び事業環境の変化を踏まえた実効性のある計画へ改定する必要があります。

改定に当たっては、現計画の基本理念である「『安心・安定』と『信頼』を未来につなげる伊賀の水道」を踏襲しつつ、「安全」、「強靱」、「持続」の基本方針のもと、将来の給水収益の減少を現実的に反映した収支見通し、老朽化施設の更新需要を的

確に捉えた投資計画、収支と投資の均衡、持続可能な事業運営に必要な財源確保策について、専門的かつ多角的な観点から検討する必要があります。

つきましては、伊賀市水道事業基本計画の改定について、貴委員会の意見を求めるものです。

### 3 審議を求める主な事項

- (1) 水道事業基本計画の改定に関する事
- (2) 水道事業経営戦略の改定に関する事
- (3) 水道事業の持続可能な事業運営を前提とした財源確保の方策に関する事

なお、上記の審議に当たっては下記の内容を含めたご検討をお願いします。

- ・ 施設整備、維持管理及び財政運営のあり方
- ・ 収支と投資の均衡及び将来世代への負担のあり方
- ・ 持続可能な事業運営を確保するための取組の方向性
- ・ 水道料金制度の見直しの必要性及びその方向性
- ・ 市民への説明及び意見聴取の進め方

### 4 答申を求める時期

令和9年2月頃

# 「伊賀市水道事業基本計画」改定方針

## 1. 基本計画改定の趣旨

伊賀市水道事業では、厚生労働省が2013(平成25)年に示した「新水道ビジョン」を踏まえ、将来に向け持続的な事業運営を行っていくため、2017(平成29)年3月に「伊賀市水道事業基本計画」及び「伊賀市水道事業経営戦略」を策定し、これらに基づき運営してきました。しかしながら、施設の更新需要及び財政収支の見通しを精査した結果、現行計画が実状と大きく乖離していることが明らかとなりました。

その要因としては、人口減少や企業利用の伸びの低迷等により、給水収益が計画の想定を上回る減少傾向にあること、また、多くの施設において更新需要を迎えています。近年の人件費・物価高騰などの影響もあり、事業継続に資する維持管理費及び更新費用の大幅な増加が見込まれることがあります。(※図1、2、3参照)

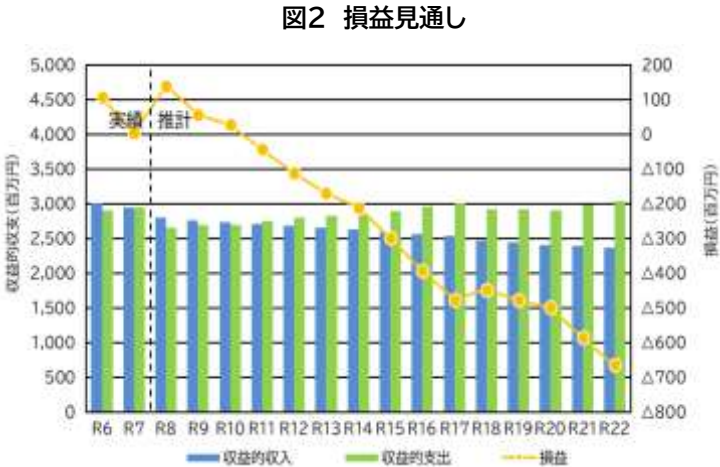
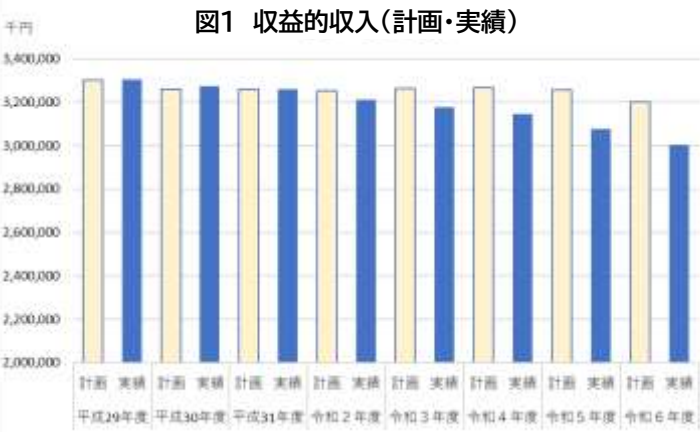


図3 更新需要の試算



現行計画では特に更新需要について十分に見込めておらず、これらにより給水収益及び更新需要の双方において実態との乖離が生じており、将来的には設備更新の遅れによる事故リスクの増大や災害対応等への余剰資金の枯渇など、水道事業の持続性及び安定的なサービス提供に支障を来すおそれがあります。

このことから、現計画の終期である 2031(令和13)年を待たず改定を行い、将来の事業運営における実効性及び持続可能性が確保された計画として策定しようとするものです。

## 2. 計画の内容

現在の本市水道事業では、社会的要因による収益の減少と更新費用の増大による必要経費の増大が同時に進行している点が大きな問題であり、従来の計画では安全で持続的な水の供給のための健全経営を維持することが困難な状況となっていることから、改定計画の最重要課題は「経営の健全化」とします。

その上で、現計画の検証を行うとともに、基本理念である“「安心・安定」と「信頼」を未来につなげる伊賀の水道”を踏襲し、「安全」、「強靱」、「持続」の3つの基本方針を踏まえつつ、実態に即した精度の高い見通しに基づき、「安全・安心な水道サービスを将来にわたり維持するための実行可能な計画」をめざします。このため、改定計画は以下の観点を備えた計画であることが求められます。

- ① 将来の給水収益の減少を現実的に反映した収支見通しであること。
- ② 良質な水質が確保でき、安心・安全な水を安定的に供給できること。
- ③ 耐震化や老朽化施設の更新などの需要を的確に捉え、災害に強い供給体制を構築すること。
- ④ 施設の統廃合や広域化などの合理化施策により、収支と投資のバランスを確保し、将来世代への過度な負担・リスクの先送りを回避するものであること。
- ⑤ 持続可能な事業運営を前提とした財源確保の方策を内包していること。

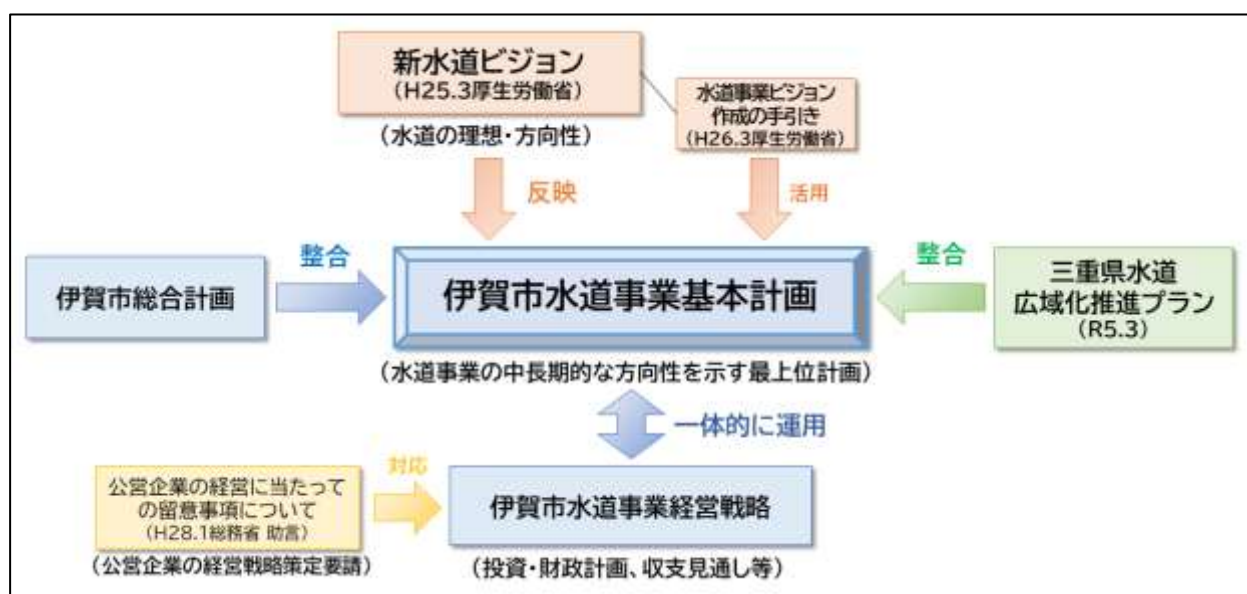
特に、現計画では大きな社会経済情勢の変化がない限り、計画目標年次まで現状の水道料金体系で事業運営が可能としていますが、持続可能な事業運営を確保する観点から、必要な施設更新の先送りによる将来世代への負担転嫁や突発的な経営悪化への対応等のリスクを回避するため、料金制度の見直しを含めた財源確保策について検討を行っていきます。

### 3. 計画の位置付け

本計画は、水道法の目的及び水道事業者等に求められる基盤強化の趣旨を踏まえ、国の「新水道ビジョン」及び「水道事業ビジョン作成の手引き」に基づく水道事業ビジョンとして策定するものです。

本市水道事業の中長期的な方向性を示す最上位計画として位置付け、三重県水道広域化推進プラン、伊賀市総合計画等の関連計画との整合を図りながら、施設整備、維持管理、財政運営等の各種施策を推進します。

また、「伊賀市水道事業経営戦略」と一体的に運用することで、将来の事業運営における実効性及び持続可能性の確保を図ります。



### 4. 計画期間

本計画の計画期間は、2027(令和9)年度から2041(令和23)年度までの15年間とします。ただし、社会情勢の変化や事業環境の変動に適切に対応するため、概ね5年に一度、その内容について精査・検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 5. 改定スケジュール

本計画は 2026(令和8)年度中に改定するものとし、下記のスケジュールに基づき進めます。

### ○伊賀市水道事業基本計画改定スケジュール(案)

|            |        |                   |
|------------|--------|-------------------|
| 2026(令和8)年 | 8月     | 伊賀市水道事業経営改革委員会の設置 |
|            | 8月～12月 | 中間案の作成            |
| 2027(令和9)年 | 1月～2月  | 中間案説明会            |
|            |        | 中間案へのパブリックコメント実施  |
|            |        | 最終案の答申            |
|            | 3月     | 計画改定に係る議案上程       |

## 6. 策定体制

### (1)審議機関

専門的かつ多角的な視点から検討を行う必要があることから、学識経験を有する者、公認会計士又は税理士、住民自治協議会を含む地域関係団体の役職員、三重県環境生活部の役職員等で構成する「伊賀市水道事業経営改革委員会」に諮問し、答申を受けることとします。

### (2)市民参加

市民への説明責任を果たすとともに理解促進を図るため、市民向け説明会を開催するほか、伊賀市自治基本条例に基づくパブリックコメントの実施等により広く意見を聴取します。

# 第1回伊賀市水道事業経営改革委員会

## 将来事業環境の把握（経営面）について

令和8年8月3日

伊賀市上下水道部

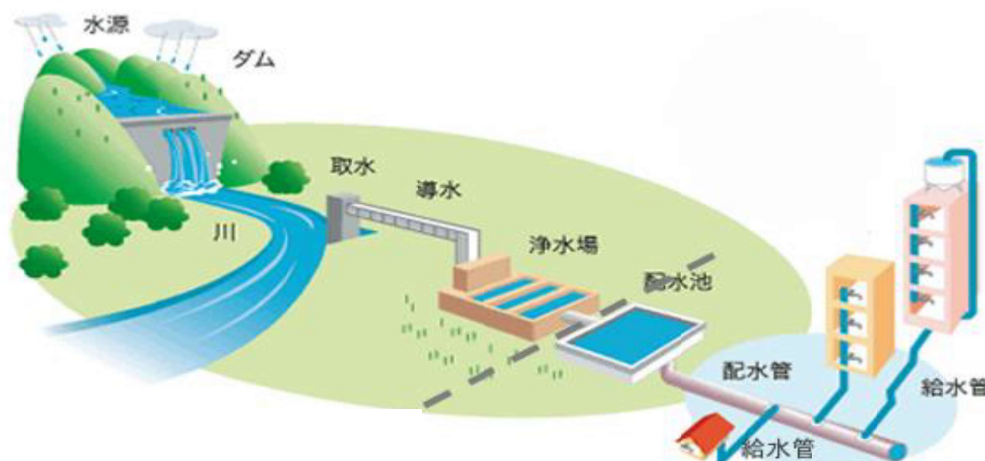
## 目次

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 水道事業の概況      | 2  |
| 2. 水道事業の現状と課題   | 12 |
| 3. 水道事業の今後の経営状況 | 24 |

# 1. 水道事業の概況

## 水道の役割について

- ◆ 水道事業とは、地方公共団体が経営する企業の一つであり、その最も重要な役割は、**地域住民に対して安全で安心な水を安定的に供給し、人々の快適な暮らしを守る**ことです。
- ◆ そのため、市は水源から給水栓までの過程で厳格な水質管理を実施し、浄水場や配水管などの施設の適切な維持管理や耐震化を進め、**災害時にも給水を確保できる強靱な体制を構築する**必要があります。
- ◆ また、人口減少や施設の老朽化といった課題に対応するため、**経営の効率化や計画的な財源確保を通じて事業を持続可能にし、将来にわたって水道サービスを安定的に提供していく責任**を担っています。



出所:総務省ホームページ

## 水道事業の種類

- ◆ 水道事業には、役割や規模に応じて、下表のような種類があり、伊賀市では「上水道事業」を運営しています。

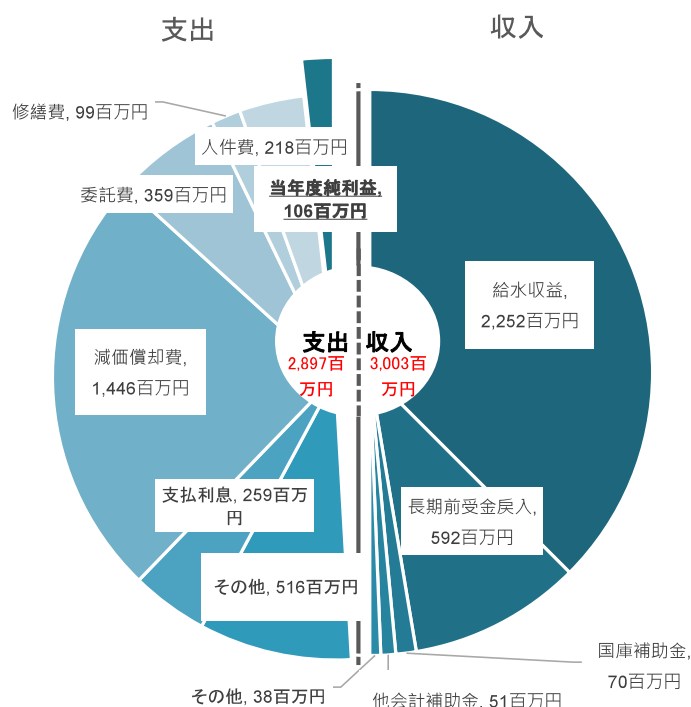
### 水道事業の種類

| 種類       | 内容                                                                     |
|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 水道用水供給事業 | 水道事業者(市)に対して用水(浄水)を供給する事業であり、主に都道府県が実施する事業                             |
| 上水道事業    | 計画給水人口が5,001人以上の水道事業                                                   |
| 簡易水道事業   | 計画給水人口が101人以上5000人以下の水道事業                                              |
| 専用水道     | 居住者101人以上または人の生活の用に供する1日当たりの最大給水量が20m <sup>3</sup> を超える自家用の水道          |
| 飲料水供給施設  | 100人以下を給水人口として人の飲用に供する水を供給する施設                                         |
| 簡易専用水道   | 水道事業者から供給される水のみを水源とする水道で受水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> を超えるもの(ただし「専用水道」は除く) |

4

## 伊賀市水道事業の概況(1)【令和6年度決算】

- ◆ 令和6年度決算において、支出面では、減価償却費1,446百万円、委託費359百万円、支払利息259百万円等が多額となっており、給水収益2,252百万円、長期前受金戻入592百万円等の収入で賄っている状況です。
- ◆ その結果、106百万円の当期純利益を計上している状況です。



5

## 伊賀市水道事業の概況(2)【主な施設】

- ◆ 伊賀市水道事業は、表流水と地下水を主要な水源としており、市内6地区の各浄水場から各施設を経て市内全域に水を配水しています。
- ◆ 主要な施設としては、くみ上げた水を浄水する浄水場や浄水した水を貯留する配水池、水を加圧・送水するポンプ場があります。



ゆめが丘浄水場

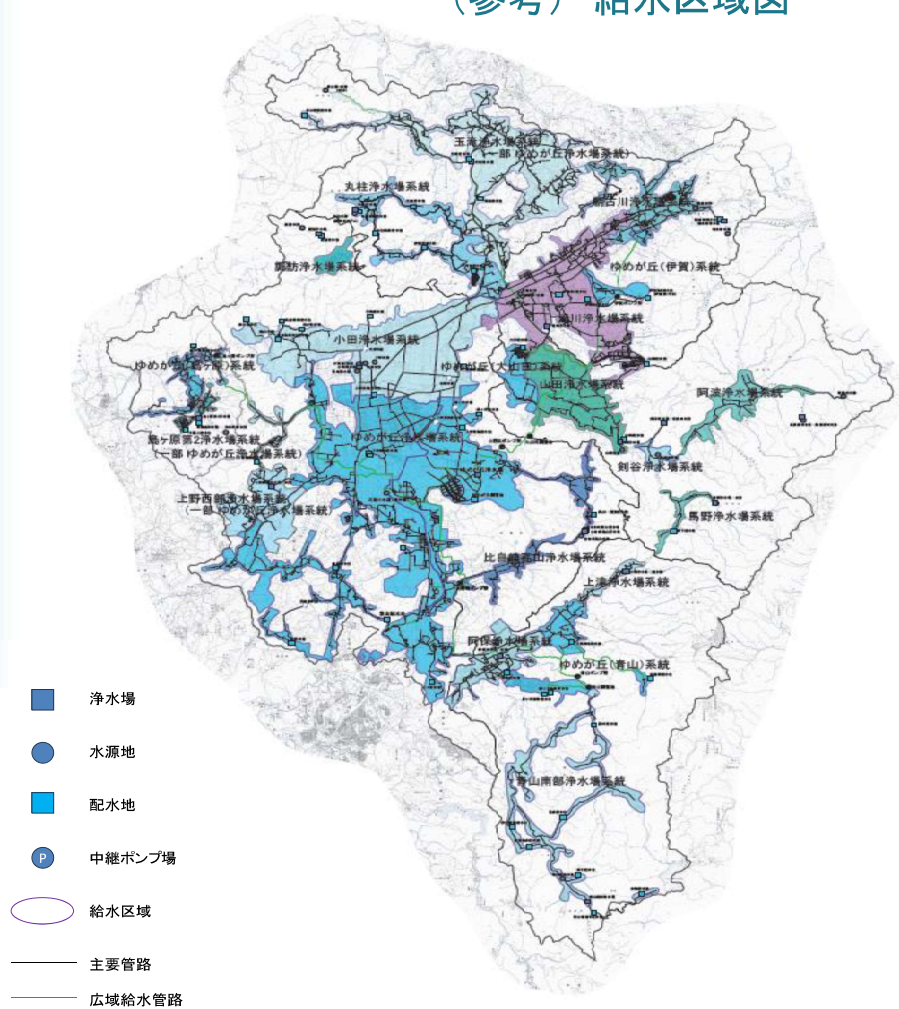


伊賀第1配水池

出所：伊賀市水道事業基本計画

6

## (参考) 給水区域図



7

### 伊賀市水道事業の概況(3)【現在の水道料金体系】

- ◆ 本市の水道料金は、基本料金と従量料金から構成される二部料金制となっています。
- ◆ 基本料金は口径毎に設定されており、13口径から250口径までそれぞれで料金を設定しています。
- ◆ 従量料金は6つの水量区分を設定しており、使用量が増加するほど単価が高くなる逓増性を採用しています。

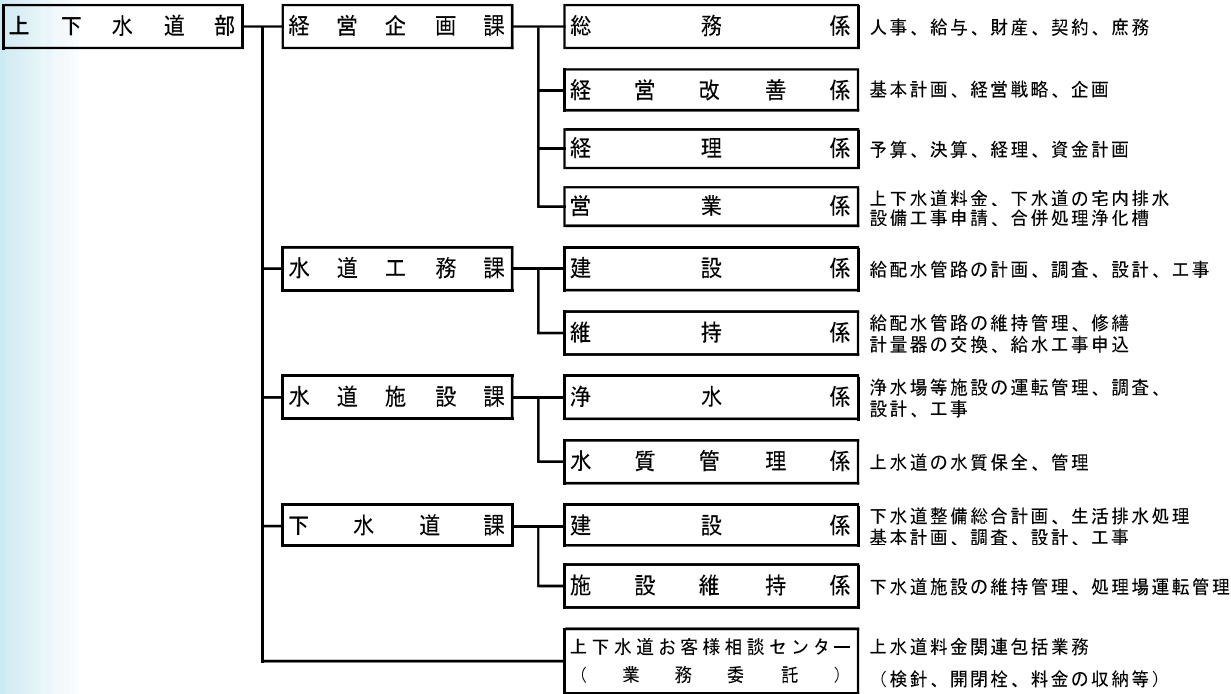
伊賀市水道料金体系(1か月、税込)

| 基本料金  |          | 超過料金（1 m <sup>3</sup> あたり）                |                     |
|-------|----------|-------------------------------------------|---------------------|
| 口径    | 料金（円）    | 使用量                                       | 料金（円）               |
| 13口径  | 660円     | 1～10m <sup>3</sup> まで                     | 88円/m <sup>3</sup>  |
| 20口径  | 990円     |                                           |                     |
| 25口径  | 2,200円   |                                           |                     |
| 30口径  | 3,300円   | 11～30m <sup>3</sup> まで                    | 198円/m <sup>3</sup> |
| 40口径  | 5,500円   | 31～60m <sup>3</sup> まで                    | 264円/m <sup>3</sup> |
| 50口径  | 8,800円   |                                           |                     |
| 75口径  | 22,000円  | 61～100m <sup>3</sup> まで                   | 286円/m <sup>3</sup> |
| 100口径 | 44,000円  | 101m <sup>3</sup> ～1,000m <sup>3</sup> まで | 297円/m <sup>3</sup> |
| 150口径 | 110,000円 |                                           |                     |
| 200口径 | 198,000円 | 1,001m <sup>3</sup> 以上                    | 308円/m <sup>3</sup> |
| 250口径 | 220,000円 |                                           |                     |

8

### 伊賀市水道事業の概況(4)【組織体制】

- ◆ 本市水道事業の組織体制を以下に示します。
- ◆ 職員数は25人（課長除く、会計年度任用職員含む）であり、その内訳は技術職員17人、事務職員8人となっています。職員の年齢構成をみると、50歳以上の職員が10人と全体の40.0%を占めています。



9

### ■ 背景・経営環境の変化

- ◆ 本市は平成28年度に「伊賀市水道事業基本計画(水道事業ビジョン)」(計画期間:平成29年度～令和13年度)を策定し、11の基本方針を柱に具体的な取り組みを推進しています。
- ◆ 今年度で、前期・中期期間(平成29年度～令和8年度)が終わりますが、人口減少等に伴う水需要の低迷、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大などにより、経営環境は厳しさを増しています。
- ◆ 令和元年10月施行の改正水道法では、水道事業の基盤強化が求められるなど、事業を取り巻く環境が変化しています。

### ■ 計画見直しの必要性

- ◆ 現時点の進捗状況や今後の計画達成に向けた新たな視点等を取り入れ、水道事業ビジョンを見直す必要があります。
- ◆ 経営戦略についても、現状の把握・分析及び将来予測を通じ、計画的・効率的な事業推進と、収支バランスの取れた持続可能で健全な経営を将来にわたり確保するための見直しが不可欠な状況です。



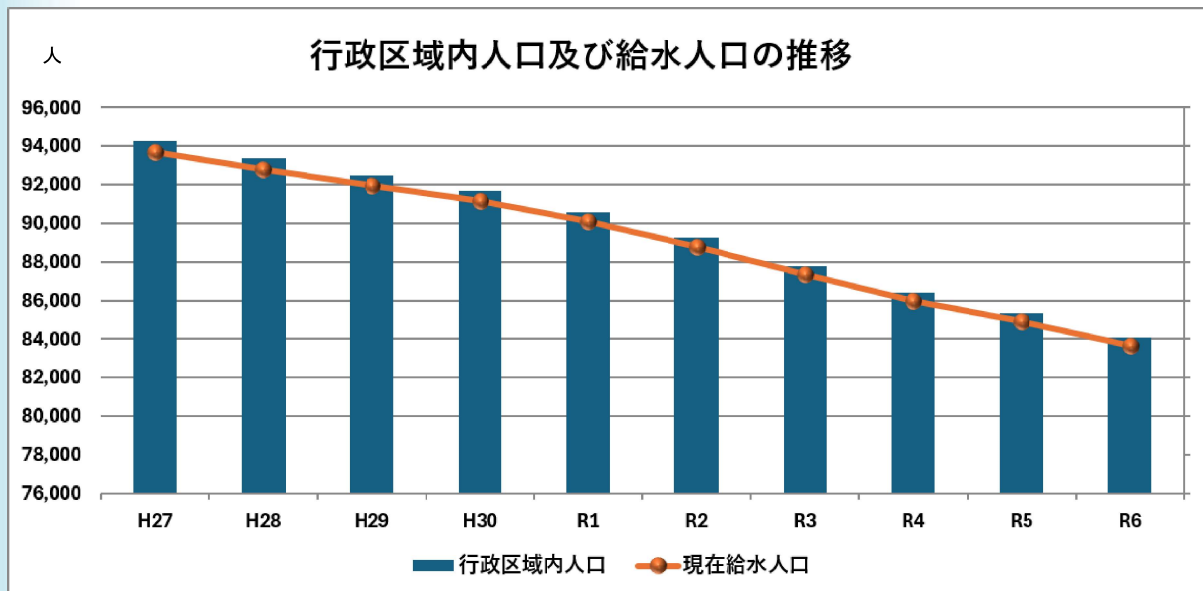
水道事業の安定的な事業運営を続けるため、本年度、水道事業の現状を把握したうえで、水道事業ビジョン及び経営戦略の改定(計画期間:令和9年度～令和23年度)を行う予定です

## 2. 水道事業の現状と課題

## 対象人口・水量・使用料収入の動向(1)

### 【行政区域内人口及び給水人口の推移】

- ◆ 本市における行政区域内人口の推移をみると、過去10年間で約11%減少しています。給水人口についても行政区域内人口の減少に伴い、年々、減少しており、過去10年間で約11%減少しています。
- ◆ 今後も引き続き、人口減少に伴う給水人口の減少が見込まれます。

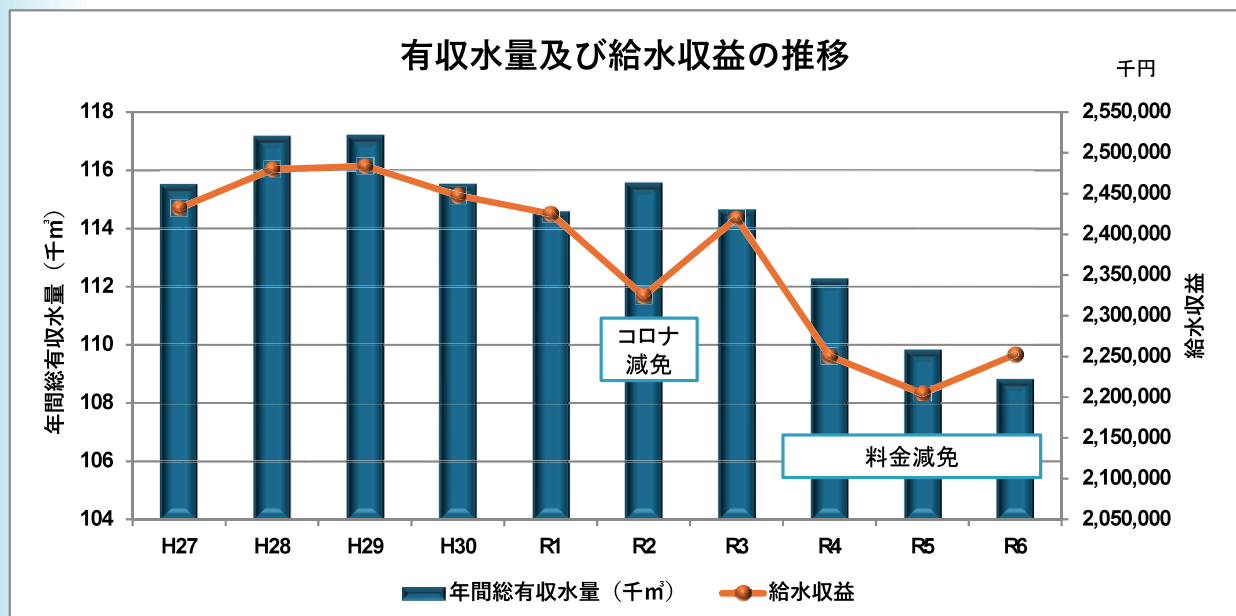


12

## 対象人口・水量・使用料収入の動向(2)

### 【有収水量及び給水収益の推移】

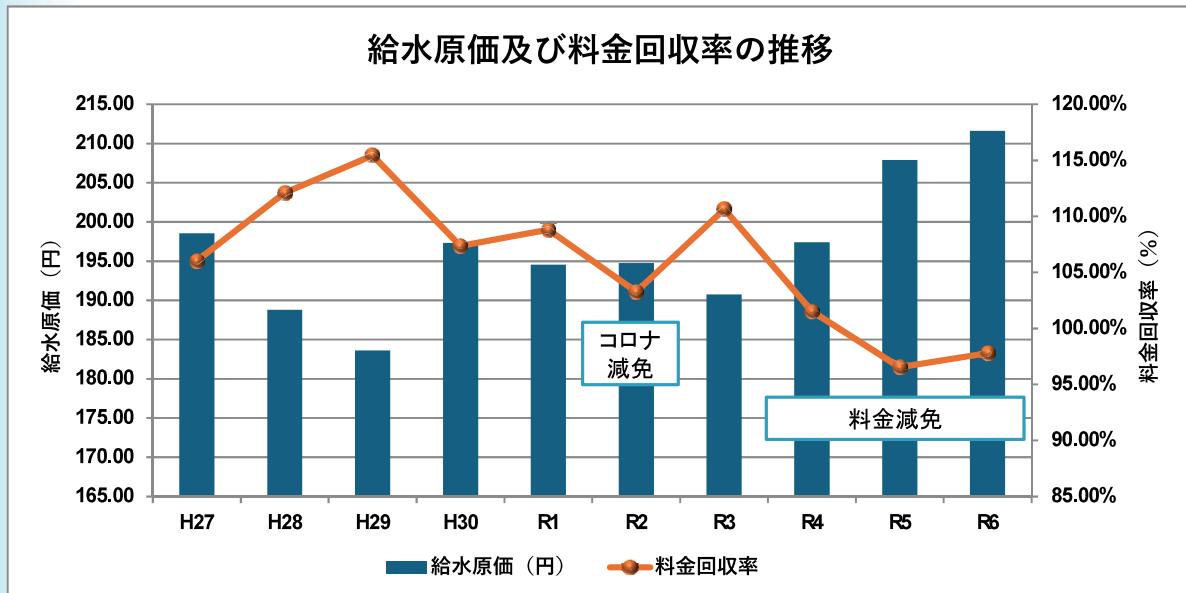
- ◆ 本市水道事業における有収水量及び給水収益の推移をみると、水需要(有収水量)の減少により給水収益は、この10年間で約7%減少しています。
- ◆ 今後も引き続き、有収水量の減少に伴う給水収益の減少が見込まれます。



13

## 料金回収率及び給水原価の推移

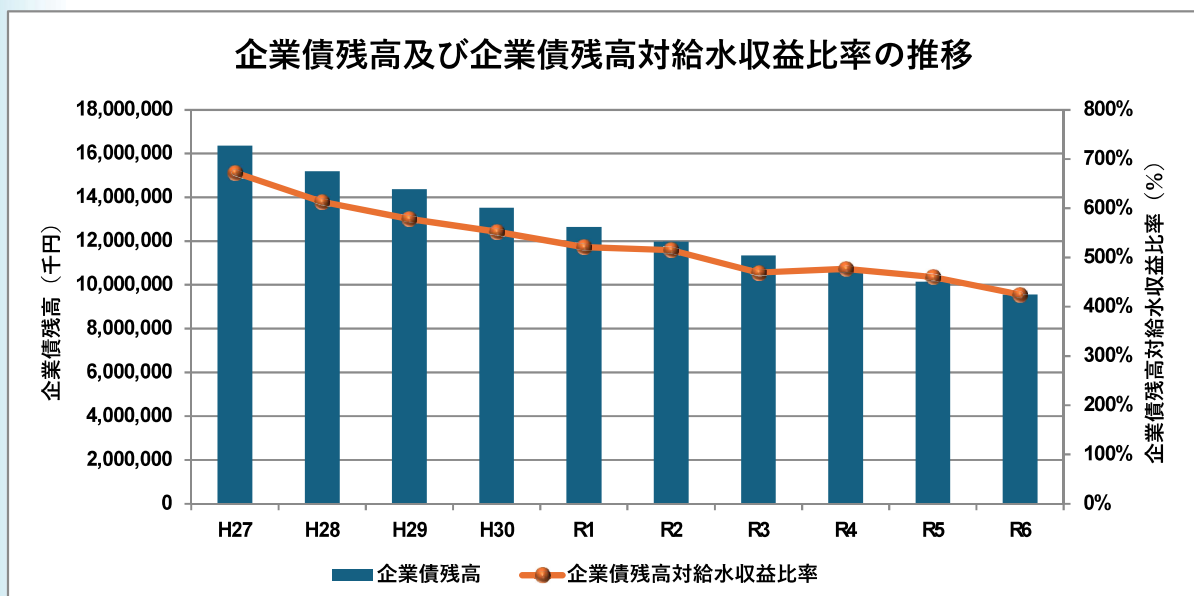
- ◆ 本市の水道事業における料金回収率及び給水原価の推移をみると、給水原価は人件費(委託費)や物価の高騰、有収水量の減少等の影響により増加しています。
- ◆ 水道利用者の皆様から頂いた料金で水を供給するために必要な経費(給水原価)をどの程度賄えているかを示す割合(料金回収率)は、令和4年度以前は100%を超える水準を維持していましたが、減少傾向にあり令和6年度は97.8%となっています。
- ◆ これは、水道事業の運営に必要な費用(給水原価)が、料金(給水収益)で賄えていないことを示すため、経営改善の取り組みが必要な状況であると言えます。



14

## 企業債残高の推移

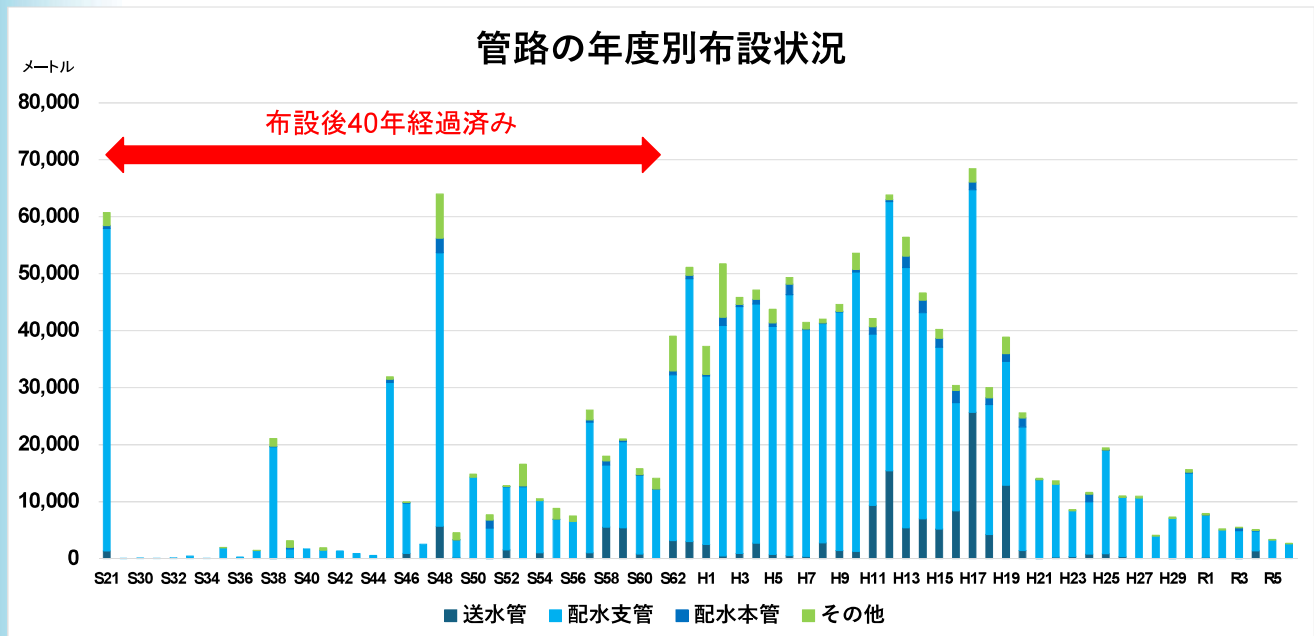
- ◆ 本市の水道事業における企業債残高の推移をみると、過去10年間で約42%減少しています。この結果として、給水収益は減少しているものの、企業債残高対給水収益比率も減少し、直近年度では約424%(全国平均約265%)となっています。
- ◆ ただし、老朽施設の更新が追い付いていないのが実情であり、今後、財源を確保したうえで更新投資を継続的に実施する予定です。財源として、企業債を活用する可能性があるため、今後、再び企業債残高が増加することが懸念されます。



15

## 固定資産の整備状況

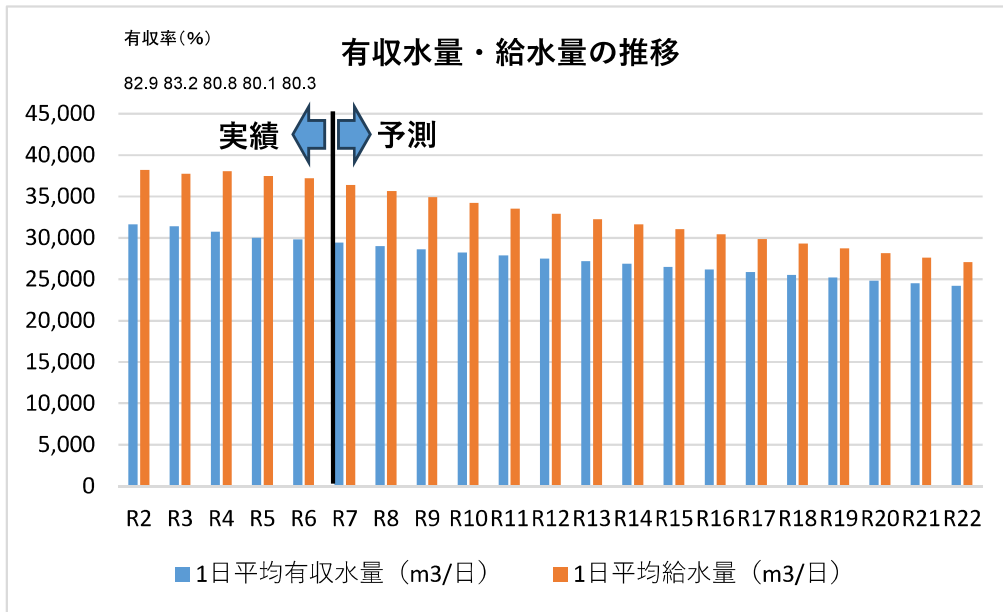
- ◆ 本市水道事業の管路布設延長は、近年、大規模な延伸は行われていない一方、既存管路の経年化が着実に進行している状況です。管路の年度別布設状況を見ると、昭和62年～平成17年付近の布設が多くなっており、これらの年度の管路の老朽化が進行してます。
- ◆ このような老朽化に対応するため、今後はリスク評価を踏まえた長寿命化対策を進め、改築・更新費用の平準化を図ることが課題になります。



## 3. 水道事業の今後の経営状況

## 今後の水需要の見通し

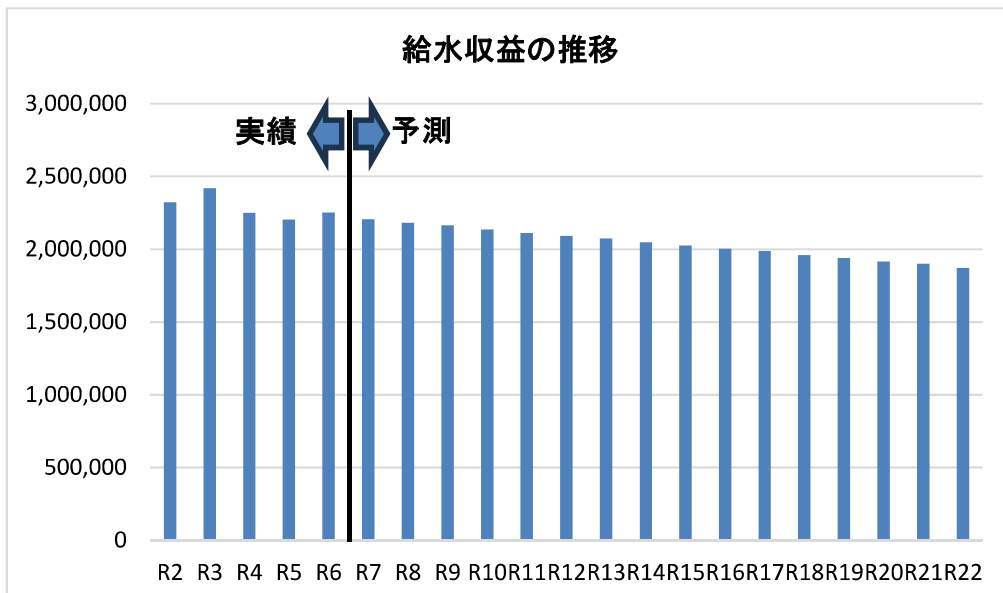
- ◆ 過去の水需要の推移を踏まえて、用途別(生活用、業務・営業用、工場用、その他用)に区分し有収水量を推計しました。
- ◆ 工場用水は増加を見込むものの、今後も給水人口の減少が続く見込みである事、業務・営業用水需要も減少傾向が続いていることなどから、用途別予測を合算した有収水量は、令和6年度の一日平均29千 $\text{m}^3$ から令和22年度には一日平均24千 $\text{m}^3$ まで、2割程度減少する見込みとなりました。



18

## 今後の給水収益の見通し

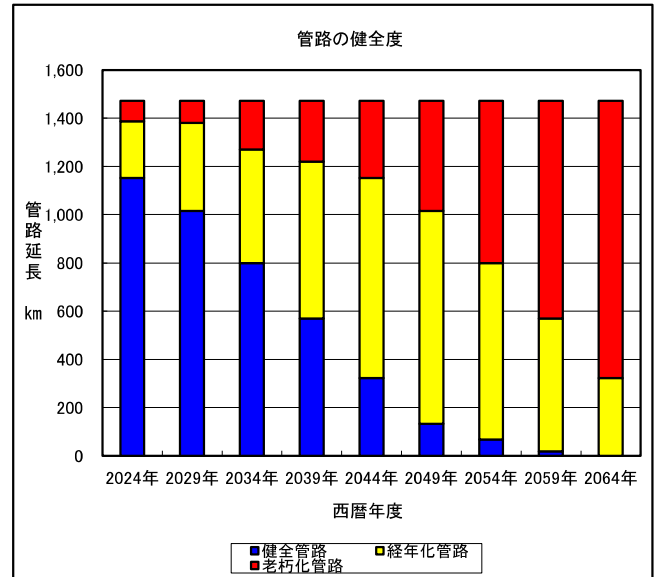
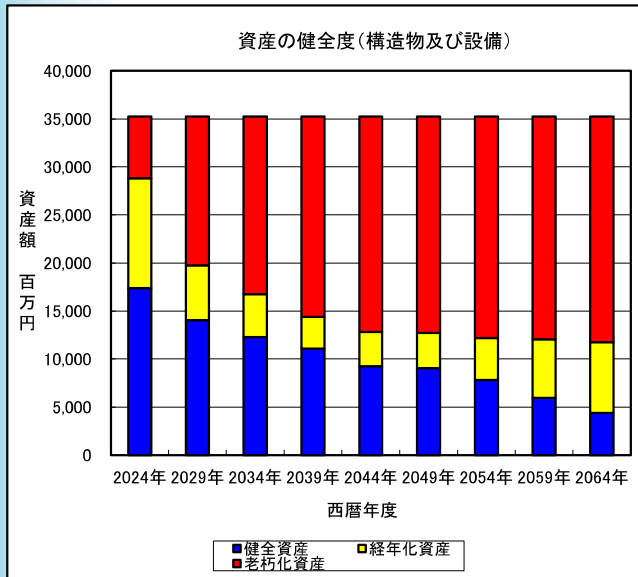
- ◆ 水需要予測に基づく用途別有収水量に、現行の料金体系による用途別単価を乗じて推計しました。
- ◆ 現行料金を据え置いた場合の料金収入は、生活用水及び業務・営業用水の料金収入は給水人口の減少に伴い大幅に減少することにより、令和6年度の約22.5億円から令和22年度には約19億円(約17%減)まで減少する見通しです。



19

## 資産の老朽化の見通し

- ◆ 前述しました資産の老朽化の進行を踏まえまして、施設の重要度・疲労度等を勘案した優先度設定及び更新費用の算定と、これに必要な財源確保計画の策定を目的として、令和6年度にアセットマネジメント計画（以下、「アセットマネジメント」という）を策定しました。
- ◆ このアセットマネジメントにおいて、水道施設の現状を把握したところ、今後40年間の間に以下のとおり「構造物及び設備」、「管路」のいずれにおいても老朽化資産（管路）が7～8割程度まで増加してしまう見込みであることがわかりました。



（R6.7伊賀市アセットマネジメント報告書より抜粋）

20

## 今後の更新需要

- ◆ このような状況を踏まえ、アセットマネジメントで今後必要となる更新需要を①法定耐用年数での更新、②更新基準（管種に応じた管路寿命）に基づく更新する場合で推計した結果が以下となります。
- ◆ ①のケースで年平均67億円、②のケースでも年平均53億円という非常に多額な更新投資費用が必要となることがわかりました。

### 【各ケースの更新需要】

| ケース             | 構造物<br>及び設備 | 管路      |       | 更新需要<br>計 |
|-----------------|-------------|---------|-------|-----------|
|                 |             | 更新需要    | 延長    |           |
|                 | （百万円）       | （百万円）   | （km）  | （百万円）     |
| 【ケース1】          | 42,969      | 225,071 | 1,473 | 268,041   |
| （法定耐用年数で更新した場合） | (1,074)     | (5,627) | (37)  | (6,701)   |
| 【ケース2】          | 38,532      | 172,884 | 1,157 | 211,415   |
| （更新基準で更新した場合）   | (963)       | (4,322) | (29)  | (5,285)   |

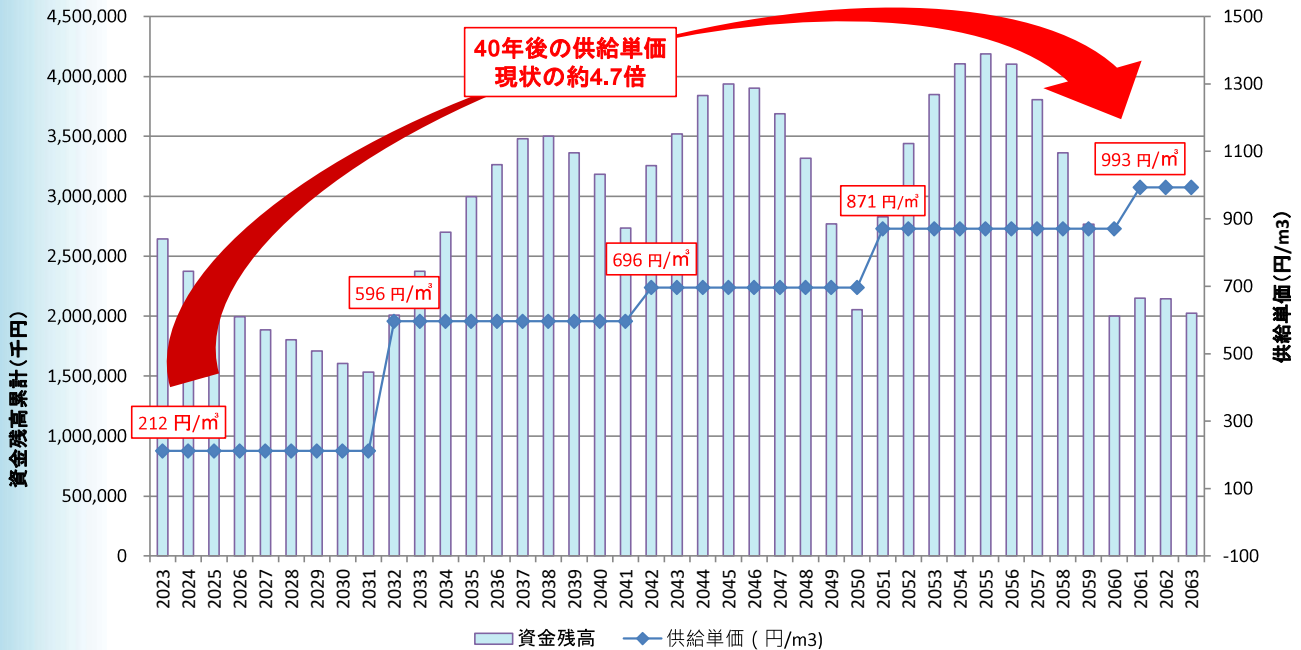
※ 上段：計画期間40年間の更新需要（下段）：年平均の更新需要

（R6.7伊賀市アセットマネジメント報告書より抜粋）

21

## アセットマネジメントにおける将来収支見込み① (更新基準に基づき更新投資を実施する場合)

- ◆ アセットマネジメントにおいて、更新基準に基づき更新投資を実施する場合の将来40年間の収支見込みを推計したところ、事業運営に必要な資金残高を確保するためには、最終的に現状の約4.7倍の料金水準が必要となることがわかりました。(アセットマネジメントケースB-2)
- ◆ また、このケースにおいて、企業債残高は現状の約4.4倍となる見通しです。



22

(R6.7伊賀市アセットマネジメント報告書より抜粋・一部加筆)

## 今後の更新需要

- ◆ ①・②のケースでは更新費用が非常に大きく、財源不足を料金収入で補うと、最終的には現状の約4.7倍の料金水準が必要になることがわかりました。
- ◆ この結果を踏まえ、推計対象を「すべての水道施設および口径φ200以上の管路」としたところ、ケース③では年平均23億円という結果となりました。

### 【各ケースの更新需要】

| ケース                          | 構造物<br>及び設備 | 管路      |      | 更新需要<br>計 |
|------------------------------|-------------|---------|------|-----------|
|                              |             | 更新需要    | 延長   |           |
|                              | (百万円)       | (百万円)   | (km) | (百万円)     |
| 【ケース3】                       | 38,532      | 53,801  | 182  | 92,332    |
| (更新基準【管路はφ200以上】で<br>更新した場合) | (963)       | (1,345) | (5)  | (2,308)   |

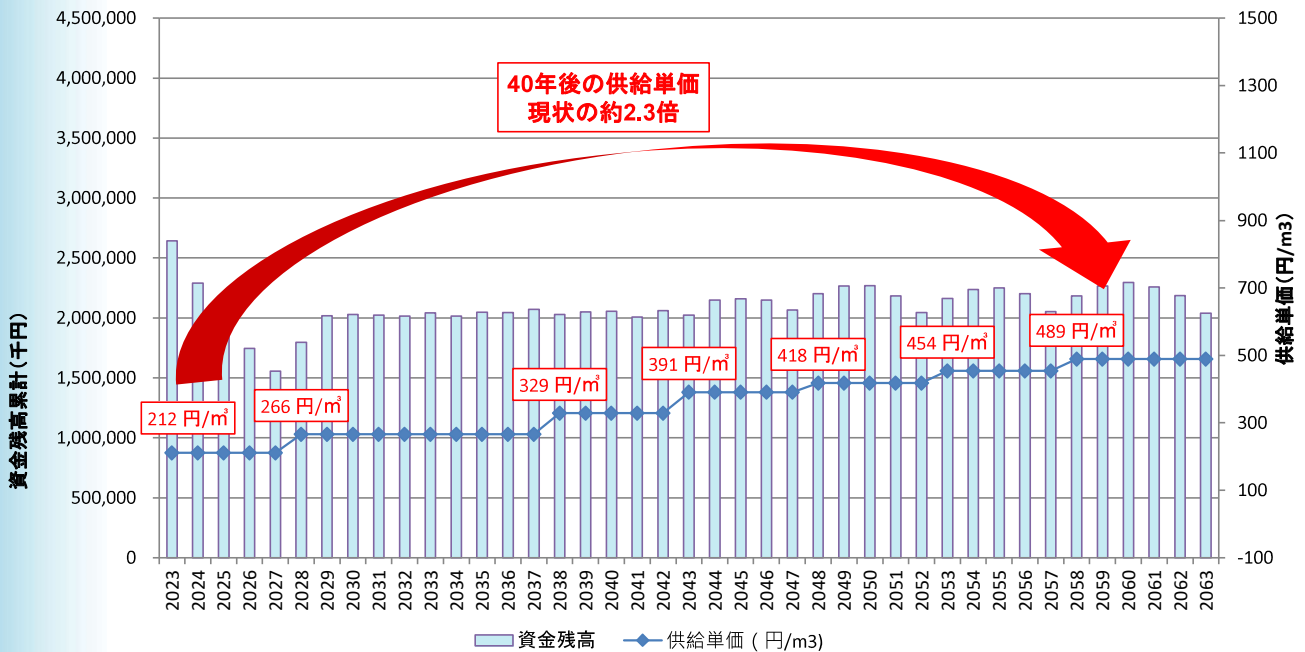
※ 上段:計画期間40年間の更新需要 (下段):年平均の更新需要

(R6.7伊賀市アセットマネジメント報告書より抜粋)

23

## アセットマネジメントにおける将来収支見込み② (市民負担軽減の観点から更新対象を絞って更新投資を実施する場合)

- ◆ 次に市民負担軽減の観点から、更新基準に基づき更新投資を実施するケースは財政的に非常に厳しいことから、更新対象管路を重要管路(口径φ200以上)に絞り更新投資を実施する場合の将来40年間の収支見込みを推計したところ、この場合でも事業運営に必要な資金を確保するためには、最終的に現状の約2.3倍の料金水準が必要となることがわかりました。(アセットマネジメントケースE2-2)
- ◆ また、このケースにおいて、企業債残高は現状の約1.4倍となる見通しです。



24

(R6.7伊賀市アセットマネジメント報告書より抜粋・一部加筆)

## 水道事業の今後の経営状況(まとめ)

### 【課題①】給水収益の減少

- ・ 有収水量: R6 約29 → R22 約24 千m³/日(約2割減)
- ・ 給水収益: 約22.5 → 約19 億円(約17%減)

### 【課題②】更新需要の増大

- ・ 老朽化資産が今後40年間で7~8割程度まで増加
- ・ 更新投資: 年平均 約23~67億円 が必要

現行料金のままでは、事業運営に必要な財源を確保できない(収支ギャップの拡大)

### 【まとめ】持続可能な経営に向けた料金改定の必要性

- ・ 水需要の減少による給水収益の減少と、施設・管路の老朽化に伴う膨大な更新需要により、現行料金のままでは必要な財源を確保できません。
- ・ 資金残高の確保に40年後に必要な料金水準は、更新基準で現状の**約4.7倍**、市民負担の軽減を図るため重要管路(φ200以上)に絞る場合でも**約2.3倍**と試算されました。

水道事業の安定的な事業運営の継続のためには、料金改定を含む財源確保が課題となります  
抜本的な経営改善策の検討を進める必要がある状況です

25

## 今後のスケジュール(予定)の概要

| 時期             | 項目                 | テーマ                     | 内容                                                                                    |
|----------------|--------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和8年<br>8月3日   | 第1回<br>審議会<br>(今回) | 水道事業の概要・<br>現状分析と課題     | 水道事業の概要と現状を説明したうえで、経営上の課題を共有し、基本計画の改定と共に財源確保の必要性をご審議いただく。                             |
| 令和8年<br>9月     | 第2回<br>審議会         | 水需要予測<br>収支計画の更新        | 最新の将来事業環境の把握(水需要予測等)と、今後の見通し(成行き財政シミュレーション)について説明し、財源確保の手段と共に、必要場合は料金改定率についてもご審議いただく。 |
|                |                    | 基本理念と施策体系<br>の整理        | 水道事業の現状と課題を踏まえ、今回更新する水道事業ビジョンの基本理念と施策体系の全体像についてご審議いただく。                               |
|                |                    | 各施策(実現方策)の<br>整理        | 基本理念と施策体系を踏まえ、各施策(実現方策)の全体像についてご審議いただく。                                               |
| 令和8年<br>10月    | 第3回<br>審議会         | 各施策(実現方策)の<br>整理【継続】    | 基本理念と施策体系を踏まえ、各施策(実現方策)の全体像についてご審議いただく。                                               |
|                |                    | 基本計画としてのとり<br>まとめ       | これまでの審議結果を踏まえて、今回更新する水道事業ビジョンの全体像についてご審議いただく。                                         |
|                |                    | 財政シミュレーション<br>と平均改定率の試算 | 更新需要に対し、実現可能な更新費用を算出すると共に、それに充当する財源確保に資する料金改定率をご審議いただく。                               |
| 中間案作成          |                    |                         |                                                                                       |
| 令和8年<br>11・12月 | 第4・5回<br>審議会       | 料金体系の試算                 | 更新対象に充当できる財源を確保するための料金体系についてご審議いただく。                                                  |
| 令和9年<br>2月     | 第6回<br>審議会         | 答申                      | これまでの検討内容、意見等を簡潔にまとめ、答申を受ける                                                           |

## 4. 参考資料

## 財政に関する経営指標分析(1/2)

【特に改善が必要と考えられる指標】 料金回収率、給水原価、施設利用率、有収率

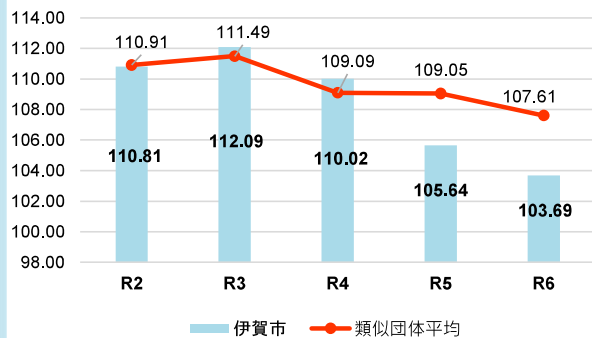
### 【現状と課題】

財政に関する経営指標について、累積欠損金比率を除いて、全ての指標について類似団体※と比べ劣位な水準となっています。特に、給水原価は年々増加しており、料金回収率も低下傾向にあるため、今後、給水原価の低減や料金改定の必要性について検討する必要があります。

### 【対策の必要性】

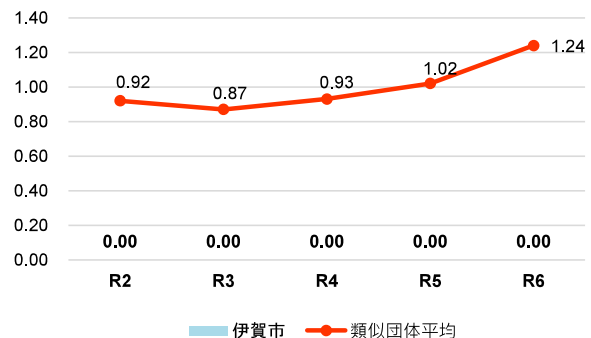
水道事業の安定的な経営を持続させるために、料金水準の適正化や外部財源の確保など、適切な財源確保策を検討する必要があります。

① -1 経常収支比率(%)【↑】



(経常収益÷経常費用)×100

① -2 累積欠損金比率(%)【↓】



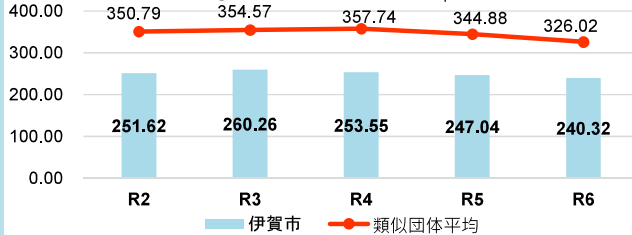
(当年度末未処理欠損金÷(営業収益－受託工事収益))×100

※類似団体とは、給水人口規模の類似性に基づく総務省の水道事業者の区分をいいます。  
伊賀市水道事業はA4区分(給水人口5万人以上10万人未満)となります。

28

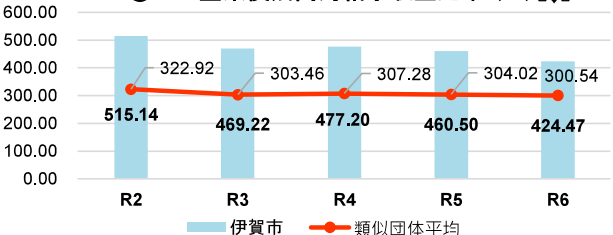
## 財政に関する経営指標分析(2/2)

① -3 流動比率(%)【↑】



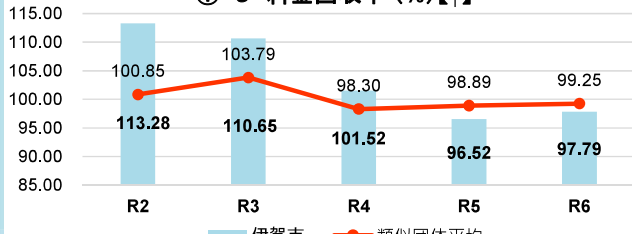
(流動資産÷流動負債)×100

① -4 企業債残高対給水収益比率(%)【↓】



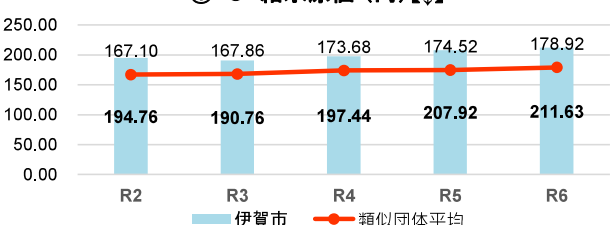
(企業債現在高合計÷給水収益)×100

① -5 料金回収率(%)【↑】



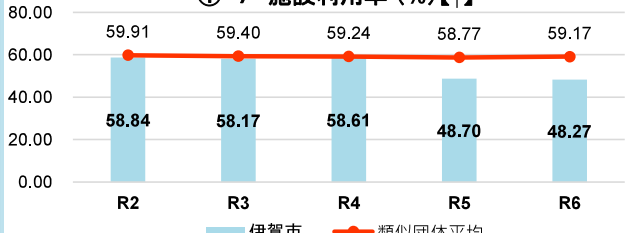
(供給単価÷給水原価)×100

① -6 給水原価(円)【↓】



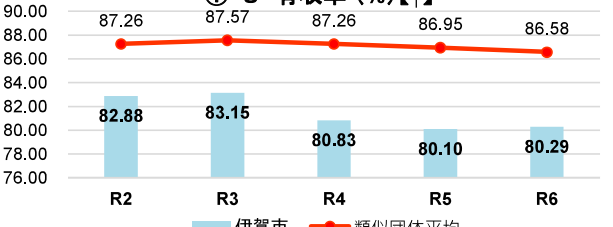
(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入)÷年間総有収水量

① -7 施設利用率(%)【↑】



(一日平均配水量÷一日配水能力)×100

① -8 有収率(%)【↑】



(年間総有収水量÷年間総配水量)×100

29

# 投資に関する経営指標分析

## 【特に改善が必要と考えられる指標】 管路更新率

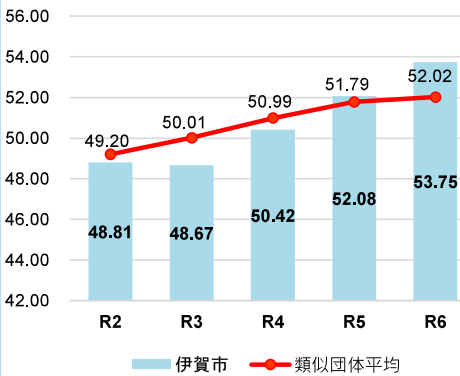
### 【現状と課題】

- ◆ 投資に関する経営指標は、管路経年化率は概ね類似団体と比較して概ね良好な水準となっています。
- ◆ しかしながら、有形固定資産減価償却率は53.8%と類似団体平均よりもやや高い水準となっており、管路更新率も類似団体と比較して低位にとどまっているため、老朽化対策を対策が不十分な状況であると言えます。

### 【対策の必要性】

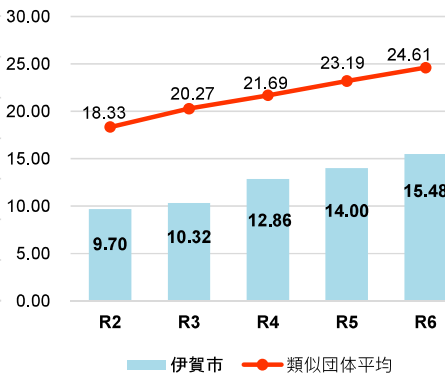
施設及び管路の老朽化の状況を的確に把握したうえで、必要な財源及び人員を確保し、必要な更新投資を計画的に推進する方法を検討する必要があります。

② - 1 有形固定資産減価償却率 (%)



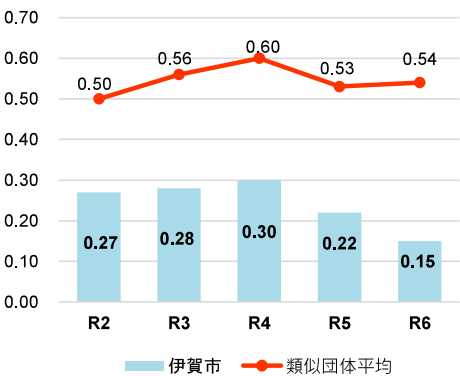
(有形固定資産減価償却累計額 ÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価) × 100

② - 2 管路経年化率 (%)



(法定耐用年数を経過した管路延長 ÷ 管路延長) × 100

② - 3 管路更新率 (%)



(当該年度に更新した管路延長 ÷ 管路延長) × 100

30

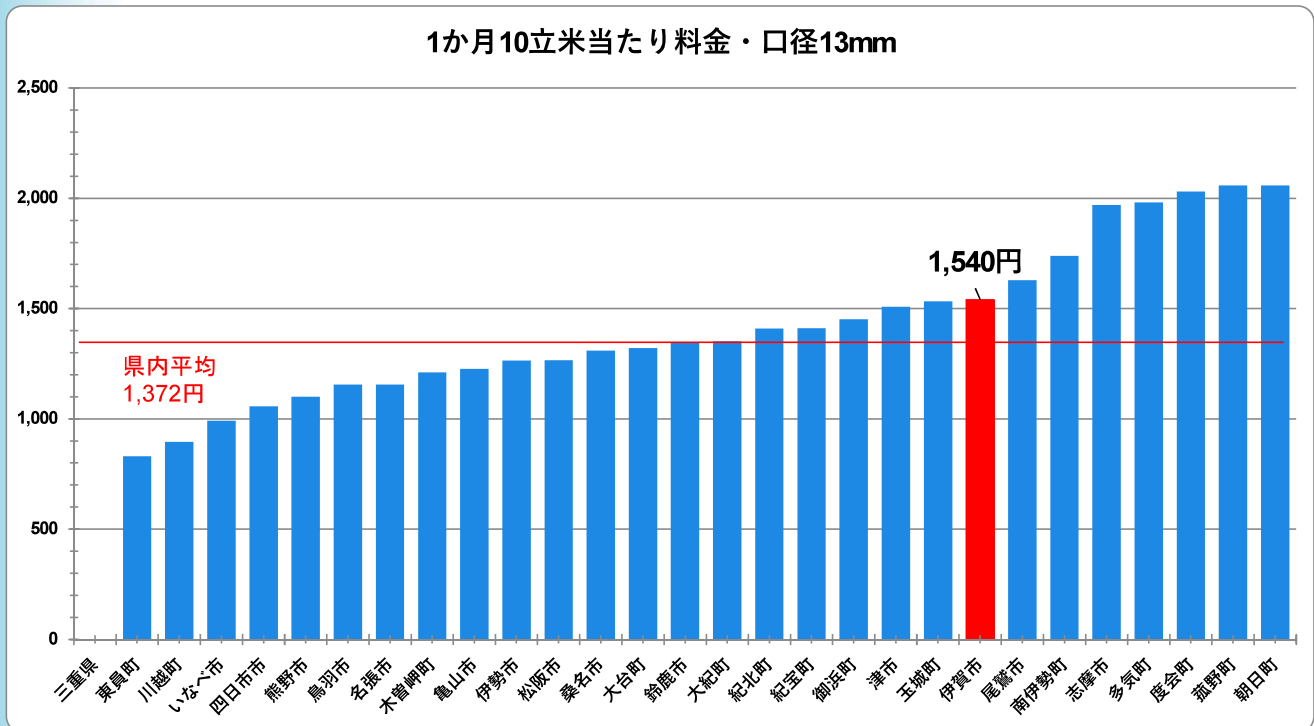
## 現状分析のまとめ

| 項目      | 現状と課題                                                                            | 対応策                                       |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 経営環境    | ◆ 給水人口は平成28年度以降、約11%減少しており、主にこの影響で有収水量は10年間で約9%、給水収益は約7%減少                       | ◆ 水道事業の安定的な経営を持続させるために、料金水準の適正化等を検討       |
| 固定資産の状況 | ◆ 管路の年度別布設状況をみると、昭和62年～平成17年付近の布設が多くなっており、これらの年度の管路の老朽化が進行<br>◆ 管路更新率は0.15%と低い水準 | ◆ 施設及び管路の老朽化の状況を的確に把握したうえで、必要な更新投資を計画的に推進 |
| 人員の状況   | ◆ 50歳以上の職員が10人と全体の40.0%を占めており、ベテラン職員が培ってきた知識や技術の継承が課題                            | ◆ ベテラン職員から若手職員への技術・ノウハウの継承                |
| 財政の状況   | ◆ 料金回収率は低下傾向が続いており、直近年度では約97%<br>◆ 施設利用率も類似団体と比べると低い水準                           | ◆ 料金水準の適正化や外部財源の確保など、適切な財源確保策を検討          |

31

## (参考)料金水準の県内他団体比較

- ◆ 本市水道事業の一般家庭(13口径)で10m<sup>3</sup>/月の水道を利用した場合の水道料金を、県内他団体と比較しました。県内団体平均を168円上回っており、県内ではやや高い水準にあると言えます。

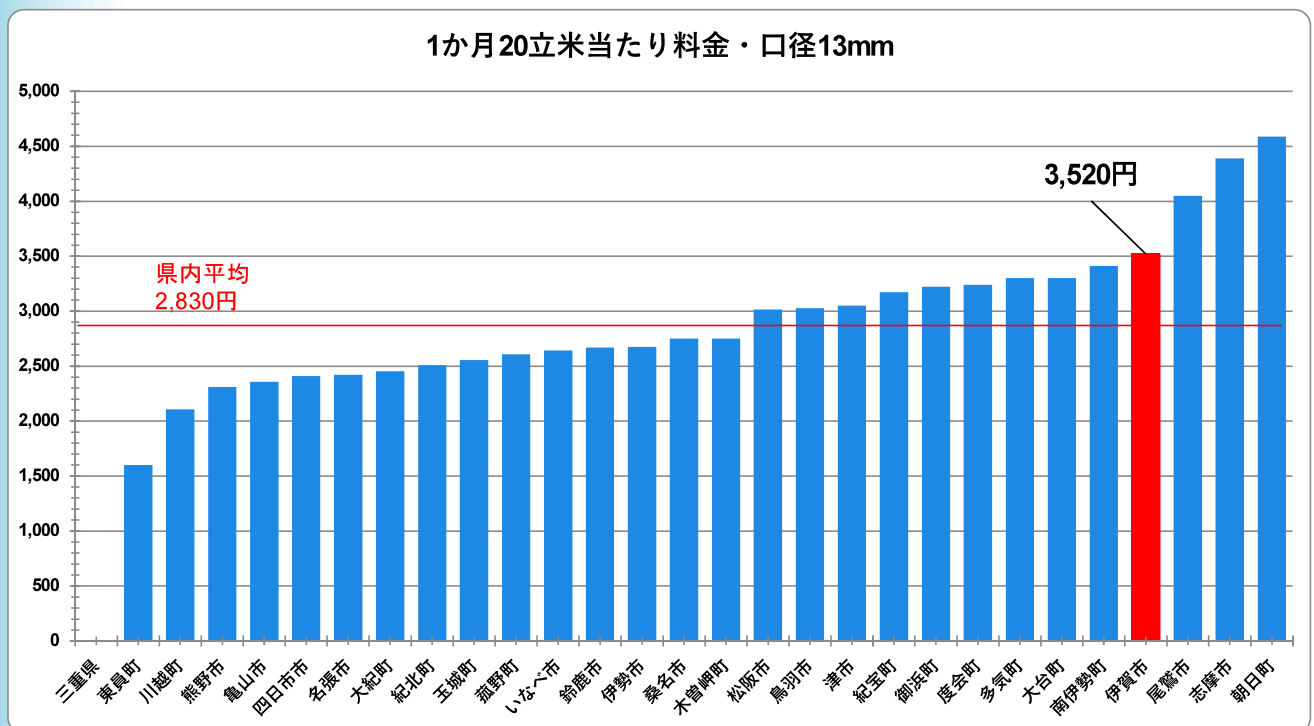


※他団体数値は公表されている令和6年度決算データ。

32

## (参考)料金水準の県内他団体比較

- ◆ 本市水道事業の一般家庭(13口径)で20m<sup>3</sup>/月の水道を利用した場合の水道料金を、県内他団体と比較しました。県内団体平均を690円上回っており、10m<sup>3</sup>/月同様、やや高い水準にあると言えます。



※他団体数値は公表されている令和6年度決算データ。

33